

“名ばかり管理職” 解消のための 見直しセミナー

管理職の処遇見直し手順をわかりやすく解説

“名ばかり管理職” にたいする残業代不払いをめぐる問題が取り沙汰されています。そもそも管理職の定義を曖昧なまま放置したために発生したケースです。この機会に自社の管理職の位置づけや賃金体系を見直すことが必要です。本セミナーでは、労基法上の管理職の定義を確認した上で、管理監督者の処遇で見直すべきポイントと対応策をわかりやすく解説します。

【講演内容】

●主要判決

大手ファストフードチェーン店店長判決

●そもそも解説

1. 「監督若しくは管理の地位」の定義
2. 管理監督者に対する割増賃金の支払方

●会社側に求められる対応策

1. 管理監督者の人数を絞って明確化
2. 経営者と一体の立場で
3. 曖昧なことはやらない
4. 賃金体系を見直す

●講師 佐藤 信吾 氏

佐藤社会保険労務士事務所 所長
社会保険労務士

昭和57年 3月 長崎大学経済学部経済学科 卒業
昭和57年 4月 東邦生命保険(相)入社
平成12年10月 社会保険労務士事務所開業

- と き 平成20年4月23日(水) 13:30~15:30
- ところ 佐世保商工会議所 会議室
- 定 員 20名
- 受講料 会員2,000円 非会員4,000円
(お一人様) 会員料金は当所会員事業所の経営者・役員・従業員の方が参加される場合の金額で、会社及び事業主の方が受講料を負担される場合に適用する金額です。
- お申込先 佐世保商工会議所ビジネススクール係
FAX 25-8616 TEL 22-6121
〒857-8577 佐世保市湊町6-10

キリトリせん

佐世保商工会議所ビジネススクール係 行 「名ばかり管理職」 参加申込書
平成 年 月 日

事業所名 _____ 住所 _____

代表者名 _____

TEL _____ FAX _____ ご連絡担当者 _____

参加者氏名 ① _____ ② _____ ③ _____

*お申込み頂いたお客様情報は、当セミナーの開催業務管理及び今後のセミナー開催案内のみに利用させていただきますので、予めご了承下さい。